

# 市役所業務における電子マニフェスト 原則化について

仙台市環境局廃棄物事業部事業ごみ減量課

年頭挨拶・所感

事業報告

調査報告

コラム

連載講義

産廃鼎談

業種別適正処理事例集

電子マニフェスト情報

センターだより

担当者スポット

## 1 導入の経緯

電子マニフェストは、事務処理の効率化・法令の遵守・データの透明性確保等、様々なメリットが期待されるシステムです。しかしながら、令和3年度時点の仙台市役所の紙マニフェスト使用率は82%であり、電子マニフェストを使用していた部署はごく一部でした。DXを推進し本市の事務の効率化を図るとともに、市役所が電子マニフェストを率先的に導入することで民間事業者への普及も促進する目的で電子マニフェスト原則化を決定しました。なお、原則化が確実に定着するよう、説明会や操作研修会の実施のほか、排出担当課に出向き相談に乗る等、当課が積極的に関与することにより、排出担当課を全面的にサポートする体制で導入を進めました。

## 2 運用方法等

原則化対象：仙台市役所が排出者となる産業廃棄物の収集運搬および処分の委託

開始時期：令和5年7月1日以降契約分

対象部署：全庁

加入単位：市長部局→課単位による団体加入  
※利用代表者は当課

企業会計部局→各部局で検討

マニフェスト交付件数：20,644件（うち紙マニフェスト16,997件）※令和3年度実績

市長部局の役割分担：排出担当課→電子マニフェスト入力  
当課→加入手続き、使用料支払い

## 3 事前調査

電子マニフェスト原則化にあたり、本市に与える効果および対応の可否について事前調査を行いました。具体的な調査項目および結果は以下のとおりです。

調査項目	調査方法	調査結果（主なもの）
電子マニフェストシステムの操作難易度および発生する操作時間の検証	未経験者による電子マニフェストの操作テスト	・操作は簡単 ・マニフェスト作成時間を短縮できる ※紙マニフェストと比較
市役所全体の運用方法の検討	先行自治体視察	・C料金加入により費用を縮減できる ・とりまとめ担当課での使用実績等の把握が可能
導入時の課題や使用者の感想	本市導入済部署へのヒアリング	・導入時の大きな課題はなし ・導入済部署はメリットを実感（紙マニフェストの照合作業や保管場所の確保が不要等）
産業廃棄物許可業者への影響	JWネットサイトでの加入者情報検索	・本市入札参加資格を持つ産業廃棄物許可業者のうち、80%の業者が既に電子マニフェスト加入済であったため、影響は小さい

## 4 主な実施内容

### (1) 全庁説明会

表 実施スケジュール

令和5年1月	・電子マニフェスト未経験者（市職員）による操作テスト
2月	・岡山県および大阪市視察
3月	・電子マニフェスト原則化決定
4月	・導入済部署へのヒアリング ・手順書、質疑応答集作成 ・事業ごみ減量課相談対応開始
5月	・全庁説明会開催（144課・171人参加） ・入札参加資格業者（産業廃棄物許可業者）へ通知発出
6月	・操作研修会開催
7月	・電子マニフェスト原則化開始

電子マニフェスト制度と原則化で発生する業務の概要やメリット等を説明するために、全庁の職員を対象に説明会を開催しました。JWセンター様が公

開している「電子マニフェスト早わかりムービー」の上映や本市独自の手順書や想定問答集を配布することにより、具体的な業務のイメージを排出担当課と共有しました。また、質疑応答の時間を設けることにより、排出担当課が不安だと感じている点を把握する機会にもなりました。

## (2) JW センター講師による操作研修会

電子マニフェストシステムの操作説明および排出担当課職員の不安軽減を目的とし、外部施設にて JW センター様による操作研修会を開催しました。参加者 60 名 (30 名×2 回) が説明を受けながら、一人一人目の前のパソコンで自ら「基本設定」～「マニフェスト登録」までの一連の操作を行うことにより操作方法の理解を深めました。参加者からは「実際にやってみると簡単だった」「講師の説明が分かりやすかった」等肯定的な意見が多く寄せられました。

## (3) 当課担当者による操作研修会

個別の操作研修会を希望する課向けに当課担当者による少人数の操作研修会を 10 回開催しました (デモシステム活用)。「基本設定」～「マニフェスト登録」までの一連の操作のほか、参加する担当課の実情に合わせて、「環境設定」や「サブ番号」等の操作も行いました。また、JW センター様のホームページに掲載されている「操作ビデオ」を紹介し、操作方法について不明点があれば、いつでも動画で操作方法の確認をできることを周知しました。

## (4) 許可業者への周知広報

電子マニフェストは、排出者だけでなく収集運搬業者および処分業者も加入している必要があるため、本市に入札参加資格を持つ産業廃棄物許可業者 (以下、許可業者) へ電子マニフェスト原則化に関する通知文書を送付しました。開始時期等の基本事項のほか、当該原則化に強制力はないことや当市の発注工事は対象外である旨等を知らせることにより、許可業者にて混乱が生じないよう努めました。軽微な問い合わせが数件あったものの、導入前後ともにト

ラブルの発生等はありませんでした。

## (5) 運用方法の提案および CSV ファイル作成ツールの作成

排出事業場を多く (学校や保育所) 所管している課は、運用方法が複雑になりやすいため、個別の打ち合わせを複数回行いました。丁寧な事前ヒアリングを行ったうえで、いくつかの運用方法を提案することにより、実情にあった円滑な運用方法を確立できました。また、一括入力を可能とする「CSV ファイル作成ツール」を作成し配布することにより、「排出事業場設定」や「予約登録」等の入力作業の負担軽減に繋がりました。

## 5 今後の進め方

原則化から 6 か月が経過し、令和 3 年度に紙マニフェストの交付実績があるほぼ全ての部署が電子マニフェストに加入しています。加入手続きや使用料の支払い等一部の業務を除き、マニフェスト入力等日々の業務を各排出担当課において対応していますが、当課への問い合わせも減少しており、円滑に電子マニフェストが使用されている状況です。当課としては、引き続き、排出事業場が多い担当課等からの相談対応や新たに電子マニフェストに加入する課への説明、操作研修会を通じた支援を実施し、更なる普及拡大に取り組んでいきたいと思えます。

## 仙台市環境局廃棄物事業部事業 ごみ減量課の概要

所在地：宮城県仙台市青葉区二日町 6 番 12 号 二日町第二仮庁舎 2 階

業務内容：事業系廃棄物の適正処理に係る指導および啓発、廃棄物処理業の許可、事業系廃棄物の減量・リサイクルおよび処理に係る企画調整 等